## 基本的な考え方

第1章 計画の策定にあたって

第2章 卸売市場を取り巻く環境

第3章 札幌市場の現状と基本方針

### 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

札幌市中央卸売市場(以下「札幌市場」という。)では、人口減少や少子高齢化等に伴う取扱数量、金額の減少に対し、「持続可能な強い市場づくり」のための 10 年間の指針として、全国に先駆けて、市場関係事業者による「札幌市中央卸売市場活性化ビジョン<sup>1</sup>(以下「活性化ビジョン」という。)」と開設者<sup>2</sup>による「札幌市中央卸売市場経営改革プラン<sup>3</sup>(以下「改革プラン」という。)」からなる「第 1 次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト(以下「第 1 次プロジェクト」という。)」(計画期間:平成 23 年度(2011 年度)~令和 2 年度(2020 年度))を策定し、これに基づく取組により市場の活性化を推進してきました。

第 1 次プロジェクトの策定以降、私たちは取扱高の増加のための取組や、札幌市場の役割についての理解を深める取組などを行ってきました。さらに、食品のリサイクルの推進や北海道内の他の卸売市場との災害時における協定の締結など、環境と災害対策についても取り組んできたところです。

一方で札幌市場を取り巻く環境は絶えず変化しています。平成30年(2018年)には卸売市場の設置根拠である卸売市場法の大幅な改正があり、これまで全国一律で定められていた取引に関するルールは、各市場がそれぞれの実情に応じて定めることになり、札幌市場においても市場関係事業者による十分な検討のもと、令和2年(2020年)3月に札幌市中央卸売市場業務規程の改正を行いました。

卸売市場を取り巻く国内の外部環境を見ると、生鮮食料品の生産や物流の現場で働き手の確保が困難な状況になっています。また、全国的にみて人口減少が進んでおり、特に北海道においては人口の減少が著しく、今後もこの傾向は変わらないものと予想されています。

私たちはこのような情勢の変化に的確に対応し、今後も「持続可能な強い市場」であるために、これまでの活性化ビジョンと改革プランを引き継ぎ、令和 3 年度 (2021年度) から令和 12年度 (2030年度) までを計画期間とする第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト(以下「第2次プロジェクト」という。)を策定しました。

#### ◎計画期間



<sup>1【</sup>札幌市中央卸売市場活性化ビジョン】市場関係事業者が策定した10年間の活性化の取組

<sup>2【</sup>開設者】卸売市場を開設するものであり、札幌市中央卸売市場の開設者は「札幌市」

<sup>3【</sup>札幌市中央卸売市場経営改革プラン】開設者(札幌市)が策定した中央卸売市場事業会計の10年間の収支計画

### 2 計画の特徴と位置づけ

第2次プロジェクトの特徴及び位置づけは次のとおりです。

### (1) 特徴

### ア 官・民が一体となって策定

札幌市場は札幌市によって整備、運営されていますが、卸売市場の本来的な役割である生鮮食料品流通の担い手は卸売業者、仲卸業者等の民間事業者です。 札幌市場が持続可能な強い市場であるためには、札幌市と民間事業者の協働による相乗効果を発揮して市場の活性化に取り組んでいく必要があります。第 2次プロジェクトは官・民が一体となって札幌市場の今後の方向性と具体的な取組について示したものとなっています。

### イ 卸売市場法改正後の市場の位置づけ

令和2年(2020年) 6月 21 日に改正卸売市場法が施行されました。札幌市場ではこれまでの流通形態を堅持することとし、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等の取引参加者がそれぞれの役割を果たしながら市場機能を維持していくこととしました。第2次プロジェクトでは、各事業者がそれぞれの強みを発揮できる事業を行っていきます。

### ウ 現有施設の維持、更新

平成 18 年度(2006 年度)に完了した市場の再整備事業及びその後の設備投資により、現在札幌市場は一定の市場機能を備えた体制となっています。第 2 次プロジェクトの計画期間では、これらの施設や設備の維持、更新を計画的に行うものとします。一方で、食品流通における消費者等のニーズは多様化・高度化しており、札幌市場の魅力を高めるためには市場施設の更なる有効活用についても検討をする必要があります。

### (2) 位置づけ

### ア 農林水産省による「卸売市場に関する基本方針」

卸売市場が生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応をしていくために、農林水産省が平成30年(2018年)10月に発表した「卸売市場に関する基本方針」では、次の事項について対応を求めています。

- ○流通の効率化、品質管理及び衛生管理の高度化に関する機能確保
- ○災害時等の対応
- ○食文化の維持及び発信
- ○人材育成及び働き方改革等への対応

### イ 総務省要請による「経営戦略」

総務省では、公営企業が将来にわたって市民にサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、次の項目を踏まえた中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請しています。

- ○10年以上の計画期間を基本とする
- ○公営企業や地域の現状と将来像を踏まえ「投資・財政計画(収支計画)」を 策定

### ウ SDGs の視点

札幌市は平成 30 年(2018 年) 6月に全国 29 の「SDGs 未来都市」のひとつに選ばれました。SDG s (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)とは、平成 27 年(2015 年)の国連サミットにおいて採択された目標で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

#### エ 農林水産省による第10次卸売市場整備基本方針

平成 28 年(2016年) 1月に農林水産省が策定した「第 10 次卸売市場整備基本方針」は、改正卸売市場法が令和 2 年 6 月に施行されたことに伴い廃止となりましたが、この方針では卸売市場における運営計画の策定について言及されており、その内容は現在の市場流通においても重要な事項を含んだものとなっています。

なお第 2 次プロジェクトを進めるにあたっては、卸売市場法改正後の流通環境の変化や関係法令の改正等に的確に対応していくため、5年を目途に計画の見直しを行うこととします。また、個別の事業については必要に応じて都度見直しを図っていきます。

### 3 卸売市場法の改正と札幌市場の対応

### (1) 規制から振興へ

平成 30 年 (2018 年) 6月に公布された改正卸売市場法では、従来の法規制が大きく見直される形となりました。これまで全国一律で法により規制されていた取引ルールは、各市場がそれぞれの実情にあわせて設定できるようになるなど、各市場の裁量の幅が広がる形となっています。

	改正前	改正後		
基本的な考え方	<ul><li>・卸売市場の計画的整備</li><li>・卸売市場の開設、卸売、取引 規制について定める</li></ul>	<ul><li>・卸売市場を含む食品流通の合理化</li><li>・生鮮食料品等の公正な取引環境の 確保の促進</li></ul>		
国の役割	<ul><li>・卸売市場の整備促進</li><li>・適正かつ健全な運営の確保</li><li>・開設者や卸売業者に対する許認可</li></ul>	<ul><li>・基本方針の設定(卸売市場の整備計画は廃止)</li><li>・開設者に対する認定</li><li>・開設者に指導・検査等を実施</li></ul>		
開設主体(中央卸売市場)	都道府県、人口 20 万人以上の市	地方公共団体または民間事業者		
取引ルール	一律に法で規制	一部を除き市場毎に規定*		

※取引結果の公表や差別的取扱いの禁止などは改正法においても引き続き規定されている。

今後は、国は各市場の取組を支援していく立場となり、各市場の整備の在り方や取引ルールの設定などは卸売市場の開設者が定めていくこととなります。

支援の具体的な方向性については「食品等流通法」の「食品等の流通の合理化に関する基本方針」に①流通の効率化、②品質・衛生管理の高度化、③情報通信技術等の利用、④国内外の需要への対応の4つの項目が定められています。

改正卸売市場法は令和2年(2020年)6月21日に施行されました。この法律は施行後5年を目途として、食品等の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、改正後の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととされています。

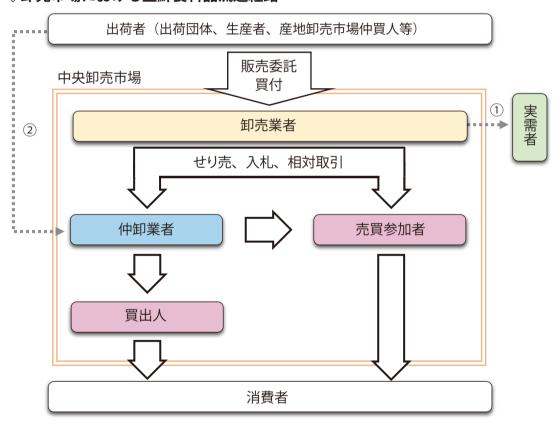
### (2) 札幌市中央卸売市場業務規程の改正

札幌市では、卸売市場法の改正にあわせて、取引参加者等との十分な協議を行ったうえで、取引ルール等を規定した「札幌市中央卸売市場業務規程」の改正を令和2年(2020年)3月(一部6月)に行いました。

改正にあたっては、生産者や消費者のニーズへ的確に対応し札幌市場が持つ価格形成や衛生管理機能といった公的機能を引き続き果たしていくためには、急激な変化は行わずこれまでの枠組みを尊重・維持することとし、現在の「卸売業者 - 仲卸業者 - 売買参加者等の買受人」による流通形態の堅持を方向性として定めました。

取引上のルールについて、物流の効率化等による市場流通の活性化を図る観点から、取引の実態にあわせて引き続き一部例外を規定していますが(下記図の点線矢印)、「卸売業者が出荷者から仕入れた物品を市場内において仲卸業者及び売買参加者に卸売をする」という原則による従来規定を維持することとしています。

### ◇卸売市場における生鮮食料品流通経路



①卸売業者が直接実需者(小売店や加工業者等)に販売すること、②仲卸業者が卸売業者以外の者から仕入れることは原則禁止されている。また、卸売業者が卸売市場以外の場所にあるものを卸売することも原則禁止となっている。

第 2 次プロジェクトでは、卸売市場の持つ公共性を確保するための規制と、市場流通の活性化を図るための本計画による事業のバランスをとりながら札幌市と市場関係事業者が協働して推進していきます。

### SDGs と第2次プロジェクトの関連性

SDGs は経済、社会、環境といった広範な課題に対して総合的に取り組み、持続可能な社会を実現していくために定められた世界共通の目標です。

# SUSTAINABLE GOALS



市場で扱う生鮮食料品は自然の恵みであり、また、市場流通は各企業の経済活動によって支えられているものです。第 2 次プロジェクトでは SDGs に掲げられた 17 の目標のうち、以下の目標を考慮するものとします。



※具体的な取組と SDG s の関連については、「運営編における取組一覧」(P49)、「活性化編における取組一覧」(P70)を参照

### 札幌市中央卸売市場

第1次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト (平成 23 年度~平成 32 年度(令和2年度))

【開設者の取組】 「経営改革プラン」 【市場関係事業者の取組】 「活性化ビジョン」

【開設者の取組】と【市場関係事業者の取組】を統合

### 第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト (令和 3 年度~令和 12 年度)

開設者と市場関係事業者が一体となった取組

### 理念

私たちは、札幌市民はもとより北海道民に対し、 安全・安心でおいしい生鮮食料品を安定的に供給し続けます。

計画期間における基本方針 (P20)

札幌市場はレジリエントな市場を目指します。

経営の安定化

市場取引の活性化

災害への備え



共通の認識のもとで具体的な取組を実施



開設者の取組 【運営編】(P27~)

### 基本目標

持続可能な財務体質の構築

- ●市場事業会計の収支計画
- ●施設、設備の維持管理
- ●事業者支援
- ●市場機能の周知

市場関係事業者の取組 【活性化編】(P51~)

### 基本目標

食品流通の拠点として地域経済に貢献する市場 海と大地とともに歩む環境負荷の少ない市場 食品の安全・安心を守る市場

- ●販売、集荷力強化
- ●業務の効率化
- ●消費拡大、食育事業

災害等への備え (P73~)

### 国の要請等

農林水産省 「第9次卸売市場 整備基本方針」

農林水産省 「卸売市場に関す る基本方針」 「第10次卸売市 場整備基本方針」

総務省 「経営戦略」の 位置づけ

SDGsの視点

### 第2章 卸売市場を取り巻く環境

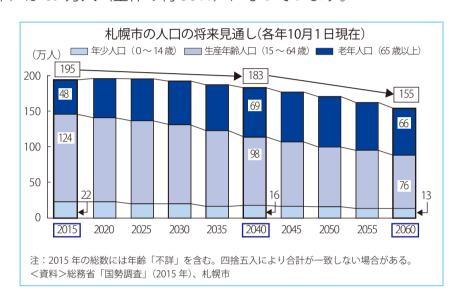
この章では、年々厳しくなっている札幌市場を含む卸売市場流通の外部環境の変化について整理しました。

### 1 人口減少と少子高齢化の進展

### (1) 札幌市の将来推計人口(「第2期さっぽろ未来創生プラン人口ビジョン編」P-24より)

札幌市の人口は 2040 年には 183 万人になり、2015 年の 195 万人から 12 万人減少することになります。

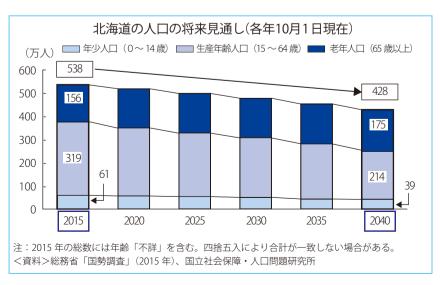
年齢別では、65 歳以上の老齢人口が 2015 年の 48 万人(全体の約 25%)から 2040 年には 69 万人(全体の約 38%)になっています。



### (2) 北海道の将来推計人口(同 P-25 より)

北海道の人口は、1997年の570万人をピークとして、その後減少が続き、2015年に538万人となりました。国の推計では、これが2040年には428万人になると予想されています。

年齢別では、65 歳以上の老齢人口が 2015 年の 156 万人(全体の約 29%)から 2040 年には 175 万人(全体の約 40%)になっています。



### 2 食料消費の量的変化

### (1) 魚介類の消費量の推移

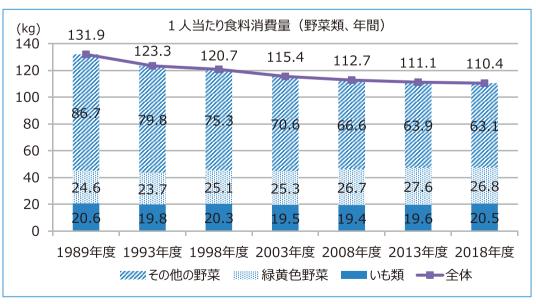
国民1人当たりの魚介類の年間消費量は減少傾向にあり、平成元年度(1989年度) と平成 30 年度(2018 年度)を比較すると、「牛鮮・冷凍」では約 38%に当たる 5.3kg、「塩干、くん製、その他」では約 37%に当たる 8.0kg 減少しており、全体 としても約36%に当たる13.5kg 減少しています。



資料:農林水産省「食料需給表」の供給純食料4の重量による。2018年度は概算値

### (2) 野菜の消費量の推移

国民1人当たりの野菜の年間消費量は減少傾向にあり、平成元年度(1989年度) と平成 30 年度(2018 年度)を比較すると、全体では約 16%に当たる 21.5kg 減少 しています。

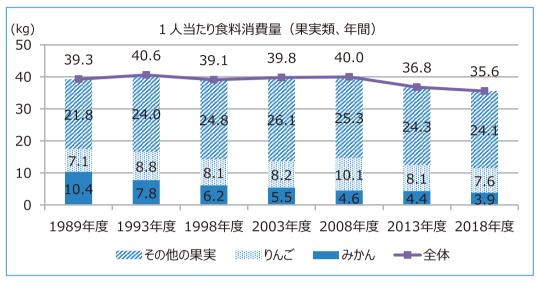


資料:農林水産省「食料需給表」の供給純食料の重量による。2018年度は概算値

<sup>4【</sup>供給純食料】野菜のしんや魚の頭、内臓など通常食しない部分を除いた量。店頭での売れ残りや家庭での廃棄も含まれる。

### (3) 果実の消費量の推移

国民 1 人当たりの果実の年間消費量は、微減で推移しており、平成元年度 (1989 年度) と平成 30 年度(2018 年度)を比較すると、全体では約 9%に当たる 3.7kg 減少しています。

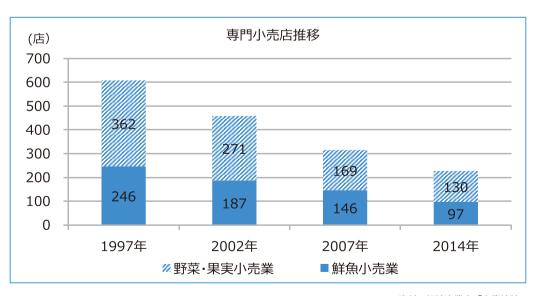


資料:農林水産省「食料需給表」の供給純食料の重量による。2018年度は概算値

### 3 流通構造の変化

### (1) 専門小売店の減少

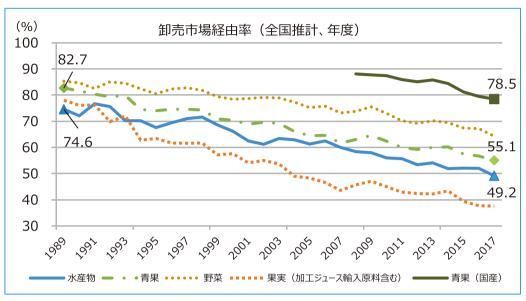
札幌市内の専門小売店の数は、年々減少しており、平成9年(1997年)と平成26年(2014年)を比較すると、「鮮魚小売業」は約60%に当たる149店、「野菜、果実小売業」は約64%に当たる232店減少しています。



資料:経済産業省「商業統計」

### (2) 卸売市場経由率5

卸売市場経由率は、年々低下しており、平成元年度(1989年度)と平成29年度(2017年度)を比較すると、「水産物」は25.4ポイント減少の49.2%、「青果」は27.6ポイント減少の55.1%となっています。ただし、青果のうち国産青果については78.5%と現在も高い水準となっています。

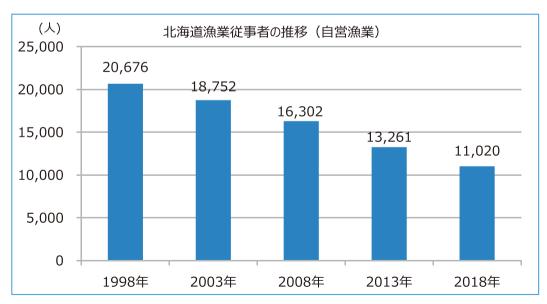


資料:農林水産省「卸売市場データ集(令和元度版)」

### 4 産地における漁業・農業従事者数の推移

#### (1) 北海道の漁業従事者数の推移

北海道の漁業従事者数(自営漁業のみ<sup>6</sup>)は、平成 10 年(1998 年)と平成 30 年(2018 年)を比較すると、約 47%に当たる 9,656 人減少しています。



資料:北海道「漁業センサス」

<sup>5【</sup>卸売市場経由率】国内で流通した加工品を含む国産及び輸入青果物、水産物のうち、卸売市場(水産物についてはいわゆる産地市場を除く。)を経由したものの数量割合の推計値。

<sup>6【</sup>自営漁業のみ】2008年から調査体系の見直しがあり、「雇われ」分については単純比較できないため除いている。

### (2) 北海道の農業従事者数の推移

北海道の農業従事者数は、平成7年(1995年)と平成27年(2015年)を比較すると、 約44%に当たる76,973人減少しています。



資料:北海道「農林業センサス」

### 5 運送業者における人手不足

卸売市場における輸送はその大半がトラックによって行われています。トラック輸送を担う運送業者の雇用状況について、近年人手不足が常態化しています。



資料:公益社団法人日本トラック協会『トラック運送業界の景況感 (速報)』より抜粋。各年 10 月から 12 月の業況判断指数を集計。 指標は、不足 +2、やや不足 +1、横ばい 0、やや過剰 -1、過剰 -2 の点数を与え、1 事業者当たりの平均を 100 倍することに より算出。

### 6 食品流通に関連する法令の改正等

卸売市場は、様々な法令に基づいて運営されています。近年、生鮮食料品流通に関 する法令が続けて新設または改正されているため、第2次プロジェクトの取組を推 進するにあたっても、これらの法令への対応が求められます。

卸売市場法	卸売市場の設置根拠となる法律。令和2年(2020年)6月 に改正法が施行され、取引に関するルールは各市場が独自に 定めることとなった。			
食品衛生法	HACCP <sup>7</sup> に沿った衛生管理が制度化された。令和 2 年(2020年) 6 月から原則として、すべての食品等事業者が衛生管理計画を作成し、それに基づいた実施が求められる(1 年の経過措置あり)。			
農林水産物・食品輸出促進法	農林水産省に輸出促進に係る「司令塔」を設置し、輸出の円 滑化のための施設の認定や促進に取り組む事業者への支援を 行う。令和元年(2019年)10月に施行。			
食品表示法	事業者に対して、消費者に分かり易い食品表示を義務付け。 平成 27 年(2015 年) 4 月に施行。			
食品ロス削減推進法	食品ロスの削減に関し、基本方針等を定め、食品ロス削減を 総合的に推進する。令和元年(2019年)10月施行。			
食品等流通法(食品等の流通 の合理化及び取引の適正化に 関する法律)	食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。市場施設整備にあたり、同法に基づく「食品等流通合理化計画」を策定し、認定を受けることが改正卸売市場法における支援措置を受ける前提となる。			

<sup>7【</sup>HACCP】Hazard Analysis and Critical Control Point(危害要因分析重要管理点) 食品等事業者自らが食中毒等の危険 要因を把握した上で、作業全工程のなかで、それらの危害要因を排除又は低減させるために工程管理する衛生管理手法 (厚生労働省 HP より)

### 第3章 札幌市場の現状と基本方針

### 1 概要

### (1) 沿革

札幌市場は、市民への生鮮食料品の安定供給を目的として、昭和34年(1959年)12月5日、全国で17番目、北海道では初の中央卸売市場として開設され、同年12月10日に青果部が、昭和35年(1960年)4月4日に水産物部がそれぞれ業務を開始しました。開設後、札幌市の人口増加に伴う需要の増加に対応するため、昭和46年度(1971年度)と平成18年度(2006年度)にそれぞれ市場の再整備事業を行っています。

平成30年(2018年)6月には、卸売市場法の大きな改正が行われました。札幌市場では、改正法に基づき、札幌市が中央卸売市場の運営を継続するため、令和2年(2020年)5月に農林水産大臣に中央卸売市場の認定申請を行い、6月19日に認定を受けました。

### (2) 市場の機能

札幌市場を含めた卸売市場は生鮮食料品の円滑な流通を支えるために次の機能 を有しています。

### 1 集荷

国内外から 生鮮食料品等を集める

### 4 取引の決済

支払のルールを定め 迅速・確実な決済を行う

### 2 価格形成

せり売などで 適正な値段を決める

### 5 情報発信

入荷量や 卸売価格を公表

### 3 分荷

商品を小分けし 小売業者などに販売

### 6 衛生管理

生鮮食料品等の 鮮度維持

### (3) 環境と災害対策

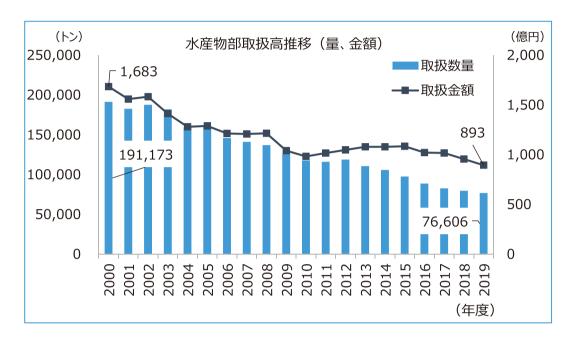
環境対策としては、市場施設全体に LED 照明を導入し消費電力量の削減を図ること、センターヤード屋上に太陽光発電システムを設置することなどを行いました。 災害対策としては、平成 24 年 (2012 年) に、被災した卸売市場へ生鮮食料品を供給することを目的とした災害時相互応援協定を道内各市場と締結したほか、平成 30 年 (2018 年) に北海道胆振東部地震によるブラックアウト が発生したときには、札幌市場においても取引の中止などの影響が出たことから、令和 2 年 (2020 年) に非常用電源の拡充工事を行い、停電時も市場機能を維持できるように対策を行いました。

<sup>8【</sup>ブラックアウト】発電所が連鎖的に停止し、管内全域が停電に陥ること。

### 2 取扱数量と金額

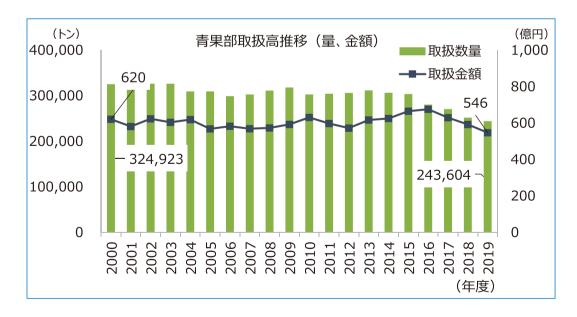
### 【水産物部】

水産物部の取扱数量は、若干の増減はあったものの減少傾向にあり、取扱金額についても、数量と同様に減少傾向にありましたが、ここ数年は単価高の影響により、取扱金額はほぼ横ばいとなっています。



### 【青果部】

青果部の取扱数量及び金額は、増減を繰り返しほぼ横ばいに推移していましたが、ここ数年は減少傾向にあります。



### 3 経営状況

### (1) 市場事業会計の状況

開設者の市場事業会計について、改革プランの計画期間である平成 23 年度 (2011 年度) から令和 2 年度(2020 年度) の状況をみると毎年経常損失を計上し ており、厳しい状況が続いています(詳細は「Ⅱ運営編Ⅰ参照)。

										(単位:	百万円)
	区分(年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
収益的場	収益的収入	1,922	1,927	1,941	2,367	2,356	2,338	2,287	2,244	2,200	2,177
	うち売上高割使用料	645	421	423	426	437	424	411	386	363	385
	うち施設使用料	601	834	845	881	885	887	909	896	897	917
	うち一般会計繰入金	399	388	371	361	346	328	322	317	325	320
	うち長期前受金戻入	0	0	0	362	361	360	330	329	276	250
	収益的支出	2,323	2,272	2,238	2,976	2,555	2,504	2,405	2,435	2,284	2,344
収	うち市場管理費等	943	955	961	1,013	979	952	962	1,005	1,055	1,179
支	うち減価償却費	957	933	925	1,235	1,245	1,248	1,170	1,191	1,023	957
	うち支払利息	384	356	328	301	272	246	234	193	173	154
	経常収支(A)	<b>▲</b> 401	<b>▲</b> 345	▲ 297	<b>▲</b> 609	<b>199</b>	<b>▲</b> 166	<b>▲</b> 118	<b>▲</b> 191	<b>▲</b> 85	<b>▲</b> 167

(注)表中、「H23~R元」は決算数値、「R2」は予算数値である。四捨五入により合計が一致しない場合がある。

### (2) 卸売業者と仲卸業者の売上高

札幌市場開設当初は青果部が卸売人1社、仲買人26名、水産物部が卸売人2社、 仲買人 41 名により、それぞれ業務を開始しました。その後、青果部の卸売人 2 社 の期間(昭和51年(1976年)~平成30年(2018年))を経て、令和元年度(2019年度) 末時点では、青果部の卸売業者1社、仲卸業者25社、水産物部の卸売業者2社、 仲卸業者 27 計が業務を行っています。

各社の売上高は、国内景気の低迷、漁獲量・収穫量の減少、市場経由率の低下、 消費の減少などの影響を受け、平成 15 年度(2003 年度)に比べて減少傾向にあ ります。





仲卸業者の売上高(全社合計)



### 4 小売業者の登録者数

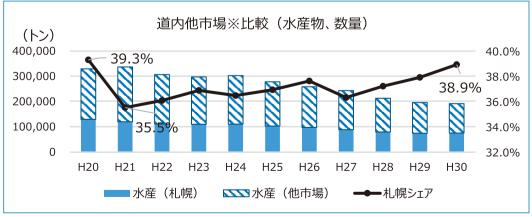
札幌市場で代金決済の代行を行う精算会社への登録者数は、専門小売店の減少などに伴い減少傾向にあり、平成 21 年(2009 年)と令和元年(2019 年)を比較すると水産物部では約25%に当たる88人、青果部では約12%に当たる62人減少しています。



### 5 北海道内の卸売市場と札幌市場

北海道内には当市場以外に 72 の地方卸売市場があります(令和元年度末時点)。 道内市場の取扱数量は年々減少傾向にありますが、札幌市場は道内唯一の中央卸売市 場として大きなシェアを占めており青果では 5 割弱で推移、水産物においてはここ 数年若干の増加傾向にあります。





資料:北海道「北海道の卸売市場の活性化に向けて」(令和2年6月)の北海道卸売市場取扱状況の推移から抜粋 ※水産物の他市場は「消費地市場」(都市部にある卸売市場。札幌市場もこれに該当)の数量のみを集計

### 卸売市場がなくなったらどうなる?

卸売市場は、産地から集荷した多種多様な生鮮食料品を専門小売店や量販店等に販売するための施設ですが、いわゆる「中間流通」として不要論が唱えられることがあります。

卸売市場が介在しない場合、商品の取引はどうなるのでしょう?

#### ~取引総数極小化の原理~ 【生産者と小売店が直接取引する場合】 【卸売市場を介して取引する場合】 5 • (1) P • (1) P • (1) 5 • (1) 卸売市場 5 • (2) P • (2) P • (2) 5 • (2) 5 • (3) P • (3) P • (3) 5 • (3) 取引回数: 3×3=9回 取引回数: 3+3=6回

P:生産者 S:小売業者

#### ♥ 交渉回数の削減と伝票作成等事務コストの縮減、輸送コストの縮減、迅速な代金決済の確保

卸売市場が介在しない場合、小売業者は品ぞろえを増やそうとすると、多くの生産者から仕入れをしなければなりませんし、生産者も同様に多数の売り先と直接取引をしなければなりません。

札幌市のように都市部に位置する小売業者は、産地まで仕入れに行くとなる と移動距離も長くなってしまいます。

また、卸売市場の取引による代金決済は、あらかじめ決められたルールで行われるため、生産者は代金回収におけるリスクを抑えることが可能となっています。

このように、卸売市場が介在することで、生産者や小売業者は労力とリスク をおさえて取引をすることが可能となっています。

### 6 基本方針

### (1) 計画期間における基本方針

札幌市場は、少子高齢化や北海道内の人口減少による生鮮食料品消費の減少、消費者ニーズや流通経路の多様化による生鮮食料品の市場外流通の拡大、水産物の漁獲不振や青果物の天候不順による生産量減少などの厳しい環境下にあり、市場の取扱高も減少傾向となっています。第 2 次プロジェクトの計画期間においてもこうした状況は変わらないと想定されることから、開設者及び市場関係事業者の経営は今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

また、生鮮食料品流通は「止めない」ことが求められますが、突発的な自然災害等が発生した場合は流通の維持が困難になる事態も考えられます。

第 2 次プロジェクトの策定にあたり、開設者と市場関係事業者が一体となって 困難な状況下においても生鮮食料品の安定供給を確保していくため、基本方針を 以下のとおり定めました。

## 札幌市場はレジリエントな市場を目指します

### レジリエンス (resilience) とは

強靭さ。回復力や復元力、弾力性とも訳される。困難な状況にもかかわらず、 しなやかに適応して生き延びる力。本計画では「厳しい環境の中で、外的 要因の影響を受けるものの早急に復旧し、より強靭となること」と定義し ます。開設者及び市場関係事業者が協働して「レジリエントな市場」を目指し、 困難な状況に対してもしなやかに適応できる力を強化していきます。

#### (2) レジリエントな市場の実現に向けて

#### ア 市場機能の維持

令和2年(2020年)6月の改正卸売市場法の施行により、卸売市場流通は1つの転換期を迎えています。ただ、札幌市場がこれまで生鮮食料品流通において果たしてきた役割や機能は今後も重要であることに変わりはありません。レジリエントな市場を目指すにあたっては、現在の市場機能を前提とし、これまでの市場関係事業者の役割や施設・設備規模の維持を行います。

#### イ 新たなニーズへの対応

従来の機能の維持だけでは生産者や消費者ニーズに応えていくことはできません。現在の機能を維持しつつ、物流の効率化や品質衛生管理の更なる高度化を図る取組などによって市場流通の活性化を図っていきます。

### ウ 経営基盤の強化

現在の機能の維持や新たなニーズへの対応をするためには、開設者及び市場 関係事業者が必要な投資を行えるだけの資源を有していることが求められます。 また、災害等の突発的な事態の発生にも耐えうる体制整備も必要です。

第 2 次プロジェクトでは、開設者による市場事業会計の安定化や、取引の活性化による市場関係事業者の取扱高の増加及び災害等への対応について推進し、それぞれが経営基盤の強化を図っていきます。

外部環境

- 人口減少による生鮮食料品消費の減少
- ・消費者ニーズや流通経路の多様化
- ・生産地における生産量の減少

+

突然の自然災害

開設者・市場関係事業者の 経営の悪化

市場取扱高の減少

取引の予期せぬ停止と 流通の停滞



### 「レジリエントな市場」を目指し、困難な状況であってもしなやかに運営を継続

	経営基盤の強化							
		経営の安定化	市場取引の活性化	災害等への備え				
	機能維持	困難な状況下にあっても安 定した経営を継続するため の体力を備え、現在必要と される体制・機能を維持	生産者や消費者の新たな ニーズへの的確な対応を図 り、取引参加者にとって市 場での取引の価値を長期的 に向上させ活発な取引を促	災害などの不測の事態に備 え、その影響を最小限に抑 え事業を継続するための取 組を実施				
-	ニーズへの対応		進					

本計画の推進にあたっては、開設者及び市場関係事業者がこの基本方針を踏まえ、 それぞれの役割に応じた事業展開等を行っていきます。

開 設 者 【川 運営編】	<ul><li>●市場事業会計に関する取組</li><li>●施設、設備の維持管理に関する取組</li></ul>	●事業者支援に関する取組 ●市場機能の周知に関する取組
市場関係事業者 【III 活性化編】	●販売、集荷力強化に関する取組 ●業務の効率化に関する取組	●消費拡大、食育に関する取組
災害等への備え 【IV 緊急課題】	●日々の備えと発生時の対応	

### 7 共通課題

開設者と市場関係事業者が抱える課題はさまざまですが、ここでは生鮮食料品の流通における「販売・集荷」、「品質衛生管理」、「物流」に関する課題と、「災害対応」に関する課題を札幌市場全体で取り組むべき特に重要な課題と位置づけ、今後の対応の方向性について整理を行います。

卸売市場には、生産者と、小売店や加工業者さらにその先の消費者を結ぶ「食品流通の核」としての役割が求められています。札幌市場では生産者・消費者両サイドのニーズを的確に把握し、品質衛生管理を徹底したうえで効率的な流通を確保していく必要があります。

また、災害等の発生は社会全体に非常に大きな影響を及ぼす出来事であり、卸売市場においても例外ではありません。市場流通の停止は市民の食生活に対して深刻な影響を与えることになります。災害の発生それ自体を未然に防ぐことはできませんが、日ごろから備えていく必要があります。

### (1) 効率的な流通の確保

### ア 販売・集荷力の強化

令和2年(2020年)6月21日に、札幌市場の取引ルール等を定めた改正札幌市中央卸売市場業務規程が施行されました。今回の改正では、従来の卸売業者・仲卸業者・買受人等の役割分担による市場流通体制を維持し、それに基づくこれまでの取引ルールを維持した一方で、物流の効率化の観点から市場外での取引を一部可能にするなどの例外規定を設けました。

札幌市場における販売・集荷力を強化するためには、札幌圏への安定供給を主たる機能としつつ、生鮮食料品の一大産地である北海道唯一の中央卸売市場である優位性を活かすために、北海道産品を道外へ販売し、また、北海道外の生産地からの商品を道内他市場と連携して集荷することなどへの対応を検討します。

#### イ 品質衛生管理の徹底

食品衛生法の改正により、原則としてすべての食品等事業者が一般衛生管理に加え、HACCP への対応が求められます。卸売市場における事業者も食品流通業に関わる者として制度の対象となっており、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」を行うこととされています。

札幌市場で扱う生鮮食料品は、管理に適した温度帯が異なることなど、さまざまな特性を有しています。こうした商品の特性に合わせた品質衛生管理を行うために、売場や保管施設における温度帯管理や荷さばき時の衛生管理等について体制を強化していく必要があります。

### ウ業務の効率化

札幌市場では、日々水産物で約300トン、青果物で約950トン(ともに2019 年度実績)の取扱量がありますが、市場への入荷はすべてトラック輸送によっ て行われています。第 2 章で見たようにトラックドライバーにおける人手不足 が深刻な状況であり、また、市場内での作業においても荷降ろし等を行う人材 の確保が困難な状況になっています。

さらに、取引の在り方に起因する非効率な作業も存在します。非効率的な作 業環境は作業従事者の負担を増加させ、一層の人手不足を引き起こします。結 果としてトラックの待機時間の増加、札幌市場への荷物の搬入の停滞等により、 出荷者から敬遠され豊富な品ぞろえの確保が難しくなるほか、取扱数量の減少 につながる可能性があります。

作業従事者の負担を軽減し、また作業時間を短縮するため、作業の効率化等 を図り安定的な物流環境を確保する必要があります。

### 市場物流における問題点(一部)(経営展望策定委員会施設利用 WG より)

- ・バラ積み※による荷降ろし時間の長時間化
- ・場内における輸送動線の錯綜
- ・複雑な仕分け作業の発生

※パレット等を使わずに荷物を直接トラックに積み込むこと。荷降ろしが手作業になるため、作業時間が 長時間化する原因の一つになる。

### (2) 災害等への備え

第 1 次プロジェクトでは、平成 23 年(2011年) 3 月 11 日に発生した東日本大 震災を踏まえ、災害時の混乱した状況下においても、生鮮食料品等の安定供給を 確保するための取組を行ってきました。

平成 30 年(2018年) 9月6日の北海道胆振東部地震の発生時には、市場機能 は早期に復旧したものの、関係者間の情報連絡の遅れや、一部施設の損傷なども あり、一部課題も見えてきました。

また、令和2年(2020 年)1月に国内で初の感染が確認された新型コロナウイ ルス感染症への対応については、全国に先駆けて取引参加者が密接しやすいせり 売の休止や、除染に関するガイドラインの策定などを行い、市場での感染拡大防 止に努めてきましたが、マスクや消毒液の確保等の課題もあります。

災害等が発生した際に速やかに対処して市場流通を安定的に維持していくため には事業継続計画9の策定と見直しなど日ごろの備えが欠かせません。

<sup>9【</sup>事業継続計画】災害等の緊急事態が生じた場合にも、事業の継続又は早期再開するための方法・手段を定めた計画。 BCP(Business Continuity Plan)とも表される。

### (3) 共通課題への対応

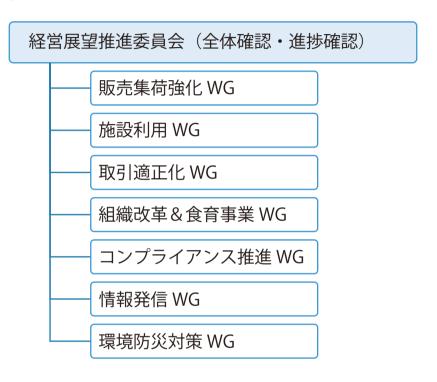
共通課題への対応については、市場全体で取り組むべき重要な課題であるとい う認識を共有し、下記の検討の方向性を踏まえ開設者及び市場関係事業者がそれ ぞれの役割に応じて対応していきます。

共通課題		検討の方向性	取組			
			【運営編】	【活性化編】		
効率的な流通の確保	販売・集荷力	北海道産品の道外への移出や輸出の強化	販売・集荷力強化支 援事業(P43) 輸出促進事業(P43)	取引の強化(P56)		
	の強化	市場に集まる食に関する情報発信	食育ツアーの実施 (P47)	北海道産品の魅力発 信(P60)		
	品質衛生管理 の徹底	HACCP への対応	市場施設整備の考え 方(P48)	HACCP への対応 (P67) 施設等の整備と改修 (P71)		
	業務の効率化	荷降ろしの効率化	市場施設整備の考え 方(P48)	物流の効率化(P64) 施設等の整備と改修 (P71)		
災害等へ	地震や新型感	日々の備えと発生時の対応	危機管理体制の増強 (P46)			
の備え	染症への対応		災害等への備え (P74)			

### 8 推進体制

#### (1) 推進体制

令和 3 年度から本計画を推進していくために、これまで計画を策定してきた経営展望策定委員会を経営展望推進委員会に組織変更します。推進委員会は市場関係事業者及び開設者等で組織され、計画の全体管理を行うこととし、各種取組については、推進委員会の下部に組織された各ワーキンググループ(WG)が実施していきます。



### (2) 進捗管理・見直し

毎年度、経営展望推進委員会において、各ワーキンググループ(WG)の取組の 実施状況などについて進捗管理を行い、ホームページなどで市民の皆様にも情報提供します。

また、市長の附属機関であり、市場業務の運営に関し必要な事項を調査審議する 札幌市中央卸売市場開設運営協議会において毎年度進捗状況を報告し、必要な助言 等を受けるものとします。

計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)ですが、この間、卸売市場法が改正法施行後の食品流通の実態を踏まえて5年を目途に再検討される予定があること、計画開始後に生じる新たな課題や収支計画と実績との乖離などへの対応を検討する必要があることなどから、5年を目途に第2次プロジェクトの見直しを行います。

見直し内容については、進捗管理と同様にホームページなどで情報提供します。

### 札幌市場の移り変わり①

札幌市場は昭和34年(1959年)の開設以来、現在の場所で業務を行ってき ました。札幌市の発展とともに、市場施設も大きく様変わりしています。



昭和35年(1960年) ころの札幌市場の全景。周囲には畑らしきものが多く残っ ている。この年の取扱量は青果部 36,016 トン、水産物部 35,675 トン (暦年)。



昭和 44 年(1969 年)ころの様子。市場の建物も大きく変化をしている。こ の年の取扱量は青果部 145,147 トン、水産物部 120,708 トン (暦年)。